

## 労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（概要）

### 1 改正の趣旨

- 労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）附則第1条において、改正法の施行期日はその内容ごとに、公布の日（平成26年6月25日）又は公布の日から起算してそれぞれ6か月、1年、1年6か月若しくは2年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。
- 改正法の施行期日並びに改正法附則第1条第2号及び第3号に掲げる規定の施行期日は、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第325号。以下「平成26年施行期日政令」という。）において定められた（※）ところ。
  - ※ 改正法の施行期日 : 平成27年6月1日
  - 改正法附則第1条第2号の施行期日 : 平成26年12月1日
  - 改正法附則第1条第3号の施行期日 : 平成27年12月1日

- 本政令では、公布の日から2年以内に施行することとされており、まだ施行日が定められていない改正法附則第1条第4号に掲げる化学物質による労働者の危険又は健康障害を防止するための措置の強化（※）に関する規定の施行期日を定めるものである。

※ 具体的には、以下の内容。

- ① 事業者は、表示義務の対象物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならないものとする。また、当該調査の結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする等（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の3関係）。
- ② 労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのある物を譲渡し、又は提供する際にその容器又は包装に表示しなければならないこととされているもののうち、「成分」を削除すること（法第57条第1項関係）。

### 2 政令案の内容

改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行期日を、平成28年6月1日とする。

### 3 公布日

平成27年6月10日